

ごみゼロ社会推進あいち県民会議 レジ袋削減取組店制度実施要綱

（目的）

第1 循環型社会の形成推進のため、レジ袋の削減に積極的に取り組む県内の小売店を「レジ袋削減取組店」として登録し、その利用を通じて、県民に支持される環境にやさしい店づくりを広め、県民、事業者及び行政が協働して、ごみ排出量の削減を図ることを目的とする。

（レジ袋削減取組店）

第2 レジ袋削減取組店（以下、「取組店」という。）は、取組店の創意工夫によりレジ袋を削減させる取組を実施、又は実施しようとしている県内の小売店とする。

- 2 取組店は、レジ袋削減目標を掲げるとともに、レジ袋配布・販売状況の把握に努めるものとする。
- 3 取組店登録をする店舗は、レジ袋削減取組の開始時期を設定し、目標達成に向けて計画的に実施するものとする。
- 4 レジ袋削減目標は、レジ袋辞退率について取組店の登録時から3年以内に80%以上とする。
- 5 レジ袋とは、小売店で買い物客に対し、購入商品の持ち帰りの利便性を図るために手渡す持ち手の付いたプラスチック製の袋のことをいう。

（取組店の申込）

第3 取組店の登録を希望する事業者は、「ごみゼロ社会推進あいち県民会議レジ袋削減取組店登録申込書」（第1号様式、以下「申込書」という。）を、小売店が所在する市町村長に提出するものとする。ただし、県内の複数の市町村に所在する複数の小売店の登録を希望する事業者については、愛知県知事に提出するものとする。

- 2 取組店の登録を完了した事業者は、氏名（法人にあつては、名称）、住所、小売店名、取組方法等に変更があつた場合には、「ごみゼロ社会推進あいち県民会議レジ袋削減取組店登録変更届出書」（第2号様式、以下「変更届出書」という。）を、速やかに、申込書を提出した市町村長又は愛知県知事に届け出るものとする。
- 3 市町村長又は愛知県知事は、前項の変更届出書の届出があつた場合は、その旨をごみゼロ社会推進あいち県民会議会長（以下「会長」という。）に報告するものとする。
- 4 取組店の登録申込は、随時とする。

（取組店の登録）

第4 市町村長又は愛知県知事は、第3の第1項の規定に基づく申込があつた場合には、その内容を審査し、登録することが適当と認められるものについて、

会長に推薦するものとする。

- 2 会長は、市町村長又は愛知県知事から推薦があった小売店について、取組店として速やかに登録する。
- 3 会長は、取組店を登録した場合は、市町村長又は愛知県知事を経て、申込者に取組店である旨を証するステッカー等を交付する。

(取組店の協力)

- 第5 取組店に登録された小売店は、第4の第3項のステッカーを店頭などに掲示するとともに、レジ袋の削減に積極的に努めるものとする。また、取組店は、年度毎の取組実施状況について、「ごみゼロ社会推進あいち県民会議レジ袋削減取組実施状況報告書」（第3号様式、以下「報告書」という。）を、毎年4月末日までに、申込書を提出した市町村長又は愛知県知事に提出するものとする。
- 2 市町村長又は愛知県知事は、前項の報告書の提出があった場合は、その内容を審査した後、速やかに、会長に報告するものとする。
 - 3 市町村長又は愛知県知事は、取組店に対して、取組の実施、変更届出書及び報告書の提出などを求めることができるものとする。

(登録取消)

- 第6 市町村長又は愛知県知事は、第5の第3項の求めに応じない取組店について、その内容を会長に報告するものとする。
- 2 会長は、前項の報告のあった取組店について、取組店の登録取消をすることができる。
 - 3 会長は、前項の取組店の登録取消を行った場合は、速やかに、その旨を当該小売店に対し通知するとともに、市町村長及び愛知県知事にも通知するものとする。

(登録の辞退)

- 第7 取組店の登録を辞退しようとするときは、「ごみゼロ社会推進あいち県民会議レジ袋削減取組店登録辞退届出書」（第4号様式）を、速やかに、ステッカーを添付のうえ、申込書を提出した市町村長又は愛知県知事に届け出るものとする。
- 2 市町村長又は愛知県知事は、前項の辞退の届出があった場合は、その旨を会長に報告するものとする。

(表彰)

- 第8 会長は、第5の第1項の規定による報告書などにより、レジ袋の削減に、特に顕著な実績を収めている小売店について、別表1に定めるレジ袋辞退率に応じて、理事会に諮って、レジ袋削減取組優良店として認定し、表彰することができる。

- 2 会長は、長年にわたり前項のレジ袋削減取組優良店として顕著な実績を収めている小売店について、別表2に定める継続期間に応じて、理事会に諮って、長期レジ袋削減取組優良店として認定し、表彰することができる。
- 3 前二項のレジ袋削減取組優良店又は長期レジ袋削減取組優良店を認定した場合は、表彰状を授与する。
- 4 表彰式は、毎年度別に定める日に行うものとする。

(広報)

第9 ごみゼロ社会推進あいち県民会議会員は、レジ袋削減の取組を広く県民に普及させるため、取組店の募集、取組店の登録、レジ袋削減取組優良店の認定などについて、広報紙などにより啓発を行うものとする。

(その他)

第10 この要綱の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

別表1 (第8第1項関係)

| レジ袋辞退率 | | ランク |
|-------------|-------------|-----|
| 令和2年度まで | 令和3年度以降 | |
| 50%以上 70%未満 | — | ☆ |
| 70%以上 90%未満 | 80%以上 90%未満 | ☆☆ |
| 90%以上 | 90%以上 | ☆☆☆ |

別表2 (第8第2項関係)

| |
|--------------|
| ☆☆☆ランク達成継続期間 |
| 5年 |
| 10年 |

附 則

この要綱は、平成19年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月29日から施行する。